

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

告 示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域(四件)……………二
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………四
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………五
- ………(同)……………五
- 告 示(選)
- 政治団体の届出……………七
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………二
- 政治団体の解散の届出……………四
- 資金管理団体の指定の届出……………五
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………六
- 資金管理団体の取消しの届出……………六
- 土地区画整理組合の理事の辞任……………八

………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一九

○建築協定の認可……………二〇

………(都市整備局多摩建築指導事務所管理課)……………二〇

○開発行為に関する工事完了(二件)……………二二

………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………二九

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………二九

………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二九

雑 報

○当せん金付証券の発売委託……………三三

………(全国自治宝くじ事務協議会)……………三三

## 告 示

●東京都告示第千三百十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社ディアハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 岩間 泰輔

(三) 主たる事務 杉並区方南二丁目十二番十四号 所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七六八九三号

(五) 免許年月日 平成二十五年十一月二十七日

二 処分年月日 平成二十九年七月二十五日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年九月七日から同年十月六日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及

び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

(一) 商号 株式会社オクトハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 井上 浩明

(三) 主たる事務 中央区佃二丁目十八番四号鎌田ビル三 所の所在地 ○一

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六一四五号

(五) 免許年月日 平成二十五年十二月二十七日

二 処分年月日 平成二十九年八月四日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年九月七日から同年十月六日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及 び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

(一) 商号 株式会社セルーザ

(二) 代表者氏名 代表取締役 森田 大輔

(三) 主たる事務 新宿区馬場下町六十二番地 所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六四三一号

(五) 免許年月日 平成二十六年三月二十八日

二 処分年月日 平成二十九年七月二十五日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年九月七日から同年十月六日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及 び第六十五条第二項第二号

(一) 商号 有限会社ネオ・トップ

- (二) 代表者氏名 取締役 河部 新
- (三) 主たる事務 渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十二番五号  
所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六八五五号
- (五) 免許年月日 平成二十六年七月二十五日
- 二 処分年月日 平成二十九年七月二十九日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年九月七日から同年十月六日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第千三百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
足立区南花畑四丁目十一番一の一部 平成二十九年七月二十八日  
及び同番二
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

る。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
江東区越中島二丁目十五番一及び越中島三丁目四番八 平成二十九年七月三十一日
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
千代田区丸の内一丁目八番一から同番三まで、同番五、同番二十二、同番二十三及び同番二十七 平成二十九年七月三十一日
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
中野区中野四丁目二番百四十四及び同番百四十六 平成二十九年八月十日
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百二十二号

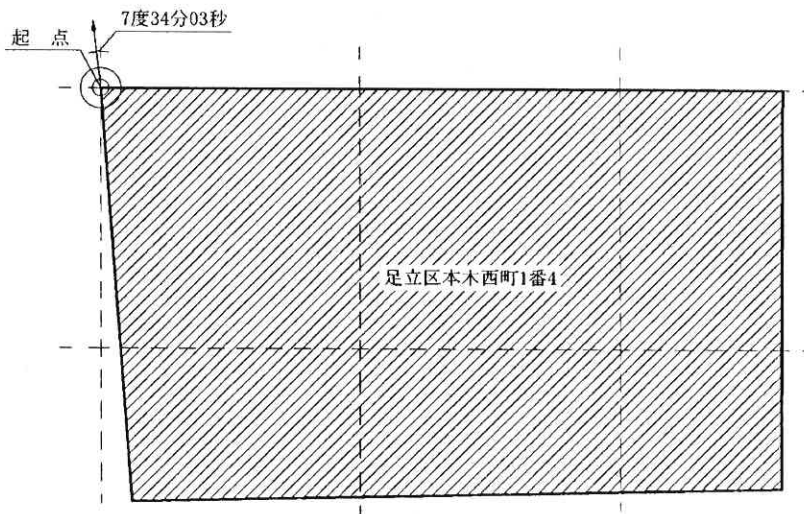
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区本木西町地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類  
シアン化合物

別図



(凡例)

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)

起点は、足立区本木西町1番4の最北端とする。

(格子の回転角度(7度34分03秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。